

かんたん登記・供託申請の改修内容について

1 改修内容

(1) 添付情報の容量制限の緩和

不動産登記手続に係る以下の申請書様式において、1申請当たりの申請データ容量の上限を25MB に変更します。

- ・建物滅失の登記申請
- ・登記名義人の表示変更の登記申請
- ・相続人申告登記の申出
- ・検索用情報の申出(スマート変更登記用)

(2) サービス利用時間拡大

サービス利用時間の拡大に伴い、サービス利用時間に関する記載及びエラーメッセージの内容を変更します。